

令和6年度 箱根町高齢者等

社会資源・ネットワーク一覧



箱根町地域包括支援センター

目次

◆◆◆ 社会資源 ◆◆◆

1. 生活のサービス

- P-7 1-1 配食サービス「箱根町配食サービス事業」
- 1-2 針・灸・マッサージ「はり・きゅう・マッサージサービス事業」
- 1-3 電話の貸与「老人福祉電話の貸与」
- 1-4 安全用具給付「日常生活用具の給付」
- 1-5 緊急通報システム「ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業」

2. 介護保険法に基づくサービス事業所等

- P-8 2-1 介護保険「介護保険制度に関する相談・窓口」
- 2-2 居宅介護支援「桜木薬局」
- 2-3 居宅介護支援「はこね社協サービスセンター」
- 2-4 居宅介護支援「居宅支援センターゆい箱根」
- 2-5 介護予防支援「箱根町地域包括支援センター」
- 2-6 訪問介護「ハートフルケアサービス安養」
- P-9 2-7 訪問介護「はこね社協サービスセンター訪問介護」
- 2-8 訪問看護「訪問看護ステーションゆい箱根」
- 2-9 訪問リハビリ「デンマークイン箱根」
- 2-10 通所介護「なごみの郷」
- 2-11 通所介護「ハートフルデイサービス安養」
- 2-12 通所介護「はこね社協サービスセンター通所介護」
- 2-13 通所リハビリ「デンマークイン箱根」
- P-10 2-14 短期入所生活介護「箱根老人ホーム」
- 2-15 短期入所生活介護「なごみの郷」
- 2-16 短期入所療養介護「デンマークイン箱根」
- 2-17 介護老人福祉施設「箱根老人ホーム」



- P-10 2-18 介護老人福祉施設「なごみの郷」
- 2-19 介護老人保健施設「デンマークイン箱根」
- P-11 2-20 グループホーム「泉の郷仙石原」
- 2-21 特定入居者生活介護「アレンジメントケア箱根仙石原」



3. 介護・福祉用具・住宅改修・助成等（介護保険外）

- P-12 3-1 措置入所「養護老人ホームへの措置入所」
- 3-2 おむつ支給「紙おむつ支給」
- 3-3 福祉用具レンタル「福祉用具貸出事業」
- 3-4 福祉用具給付「日常生活用具の給付」
- 3-5 福祉用具給付・修理「補装具の給付・修理」
- 3-6 住宅設備改良「住宅設備改良」
- 3-7 介護保険負担金助成
「社会福祉法人等生計困難者利用者負担額軽減措置事業」
- P-13 3-8 神経難病患者等受入れ「在宅難病患者一時入院事業」
- 3-9 神経難病患者等受入れ
「在宅難病患者受入れ病床確保事業 障害者総合支援法
短期入所事業」



- P-13 3-10 生活支援・見守り等 「サポート・付添い・代行・見守り」
 3-11 見守り 「クロネコ見守りハローライト訪問プラン」
 3-12 付添い 「付添いサービス」

4. 交通のサービス・助成等

- P-14 4-1 タクシー券もしくは燃料費助成券の交付
 「在宅重度障がい者等タクシー利用券または自動車燃料費助成券」
 4-2 有料道路通行料の割引 「有料道路障害者割引」
 4-3 バス回数券 「箱根町住民区間回数券」



5. 健康指導・健康教室・サロン等

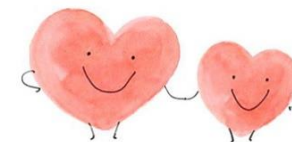
- P-15 5-1 はつらつ町民健康教室 「働く世代の健康づくり教室」
 5-2 はつらつ町民健康教室 「疾病予防セミナー」
 5-3 自殺予防対策 「ゲートキーパー養成講座」
 5-4 はつらつ町民健康教室 「若い世代の健康づくり教室」
 5-5 はつらつ町民健康教室 「脳血管疾患（脳卒中）予防教室」
 5-6 運動教室 「ゆっくりゆったり教室」
- P-16 5-7 筋力トレーニング教室 「にこにこ運動教室」
 5-8 骨折予防セミナー 「いきいきHAKONE体操」普及啓発事業」
 5-9 温水プール 「温水プールによる健康づくり推進事業」
 5-10 運動教室 「脳と体の若返り教室」
 5-11 運動教室 「介護予防運動教室」
 5-12 認知症サポーター養成 「認知症サポーター養成講座」
 5-13 町営施設 「老人福祉センターやまなみ荘」



- P-17 5-14 サロン活動 「サロン活動」
 5-15 精神障がい者の健康教室 「生活教室」

6. 資金借入・扶助・減免等

- P-18 6-1 資金借入 「たすけあい資金貸付事業」
 6-2 資金借入 「生活福祉資金貸付事業」
 6-4 NHK放送受信料減免 「NHK放送受信料の減免」
 6-5 上水道料金減免 「上水道料金の減免」
- P-19 6-6 下水道料金減免 「下水道料金の減免」
 6-7 生活保護 「生活保護」
- P-20 6-8 診断料補助 「身体障害者手帳診断料補助」



7. 権利擁護

- P-20 7-1 権利擁護 「成年後見制度利用支援事業」
 7-2 権利擁護 「日常生活自立支援事業」
 7-3 権利擁護 「権利擁護に関する相談」
- P-21 7-4 権利擁護 「高齢者虐待に関する相談」
 7-5 法律相談 「行政書士による無料相談会」
 7-6 法律相談 「法テラス」
 7-7 消費生活 「消費生活相談」
 7-8 消費生活 「小田原市消費生活センター」
- P-22 7-9 振り込め詐欺 「振り込め詐欺相談」



8. 認知症に関する相談・サービス

- P-22 8-1 高齢総合相談 「高齢者に関する総合相談窓口」
8-2 認知症相談 「認知症初期集中支援推進事業」
「認知症地域支援ケア向上事業」
- P-23 8-3 専門医療相談 「認知症疾患医療センター」
8-4 認知症相談 「認知症相談」
8-5 電話相談 「若年性認知症コールセンター」
8-6 電話相談 「かながわ認知症コールセンター」
8-7 徘徊高齢者早期発見 「GPS位置情報検索機器の貸与」
- P-24 8-8 徘徊高齢者等早期発見 「徘徊SOSネットワーク」
8-9 家族のつらい 「おだわらはこね家族会」



9. 一般相談等

- P-24 9-1 健康相談 「やまなみ健康相談」
9-2 一般相談 「心配ごと相談」
- P-25 9-3 一般相談 「(福)神奈川県社会福祉協議会
ほっとステーション小田原」
9-4 ボランティア相談 「ボランティア相談事業」
9-5 障がいに関する相談 「各種障害者手帳の申請・受付にかかる事務」
9-6 障がいに関する相談 「障がい(身体・知的・精神)に関する相談」
9-7 高齢者相談 「ふらっと相談会」
- P-26 9-8 高齢者相談 「在宅医療・介護に関する相談窓口」
9-9 高齢者相談 「お年寄りの一日電話よろず相談」
9-10 年金相談 「年金について」
- P-27 9-11 いのちの電話 「横浜いのちの電話」
9-12 医師会医療相談 「地域医療連携事業」
9-13 精神保健福祉相談 「精神保健福祉相談」
9-14 難病相談 「難病相談」
9-15 食生活相談 「食生活相談」
- P-28 9-16 防犯相談 「防犯相談」



◆◆◆ ネットワーク 他 ◆◆◆

1. 老人クラブ

- P-30 1-1 箱根町老人クラブ連合会
1-2 第一長生会
1-3 第二長生会
1-4 第三長生会
1-5 第四長生会
1-6 喜楽会

- P-31 1-7 宮ノ下福寿会
1-8 小涌谷千歳会
1-9 宮城野シルバー桜会
1-10 函嶺会
1-11 老盛会
1-12 箱根長寿会



2. 女性会

- P-32 2-1 箱根町女性会連絡協議会

3. 民生委員児童委員協議会

- P-32 3-1 箱根町民生委員児童委員協議会

4. ボランティアサークル

- P-32 4-1 箱根町ボランティア連絡協議会

- P-33 4-2 杉之子会
4-3 箱根町録音サークル
4-4 点字サークルはこね
4-5 紅葉会
4-6 桂秀会
4-7 むつみ会
4-8 たんぼぼ会

- P-34 4-9 はこねこTNR
4-10 ニノ平寄せ木の会
4-11 宮城野寄せ木の会

5. その他関係団体

- P-35 5-1 一般社団法人
箱根町シルバー人材センター
5-2 社会福祉法人箱根町社会福祉協議会
箱根町地域活動支援センターレインボー
5-3 箱根元気会
5-4 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会
かながわシニアフェスタ



◆◆◆ 社会資源 ◆◆◆



◆ 社会資源

1. 生活のサービス

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
1-1	配食サービス	箱根町配食サービス事業	虚弱などの理由により、調理することが困難な方に、弁当を届ける	65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯の方で、食事の調理、調達が困難な方	週3回以内 (月・水・金)	自 宅	1食360円	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790	※業者が利用者に直接配達
1-2	鍼・灸・マッサージ	はり・きゅう・マッサージサービス事業	高齢者の健康増進のため、はり・きゅう・マッサージサービス券を交付	70歳以上の方	年間3枚交付	町と契約した治療院等	1回1枚 助成額 1,500円	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790	
1-3	電話の貸与	老人福祉電話の貸与	福祉電話（回線）を貸与	固定電話が無く、65歳以上のひとり暮らしの高齢者で定期的に安否の確認を行う必要がある方	回線貸与のみ	自 宅	基本料金、通話料等は本人負担	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790	
1-4	安全用具給付	箱根町高齢者等生活支援事業 日常生活用具の給付	日常生活用具の給付 ・火災警報器 ・電磁調理器 ・自動消火器	認知症等により用具の給付が必要な65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方など	随 時	自 宅	購入・設置費用の1割負担	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790	
1-5	緊急通報システム	ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業	日常生活に注意を要する状態にある方の不安を取り除くため、緊急通報システムを設置・貸与	身体上慢性疾患等により、日常生活に注意を要する65歳以上のひとり暮らしの高齢者、もしくは高齢者のみの世帯		自 宅	無 料	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790	

2. 介護保険法に基づくサービス事業所等

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
2-1	介護保険	介護保険制度に関する相談・窓口	介護保険制度についての相談、申請受付、認定調査、認定結果の送付等を行う	①65歳以上の方 ②40歳以上の特定疾病患者で、健康保険に加入されている方	平 日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	福祉課 介護保険係 地域包括 支援センター	無 料	福祉課 介護保険係 ☎ 85-7790 地域包括 支援センター ☎ 85-3002	※介護保険サービスの利用には介護保険制度の認定を受ける事が必要 ※地域包括支援センターでは、相談、申請代行等を行っています
2-2	居宅介護支援	(ケアマネジメント) 桜木薬局	ケアマネジャー(介護支援専門員)は、介護サービス利用計画(ケアプラン)を作り、サービスを提供する各事業者と連絡調整を図る	介護保険制度の要介護の認定を受けた方	平 日 9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)	桜木薬局	利用者の負担はありません	箱根町湯本 692 ☎ 85-5225	
2-3	居宅介護支援	(ケアマネジメント) はこね社協 サービスセンター	ケアマネジャー(介護支援専門員)は、介護サービス利用計画(ケアプラン)を作り、サービスを提供する各事業者と連絡調整を図る	介護保険制度の要介護の認定を受けた方	平 日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	はこね社協 サービスセンター	利用者の負担はありません	箱根町湯本 855 ☎ 85-3004	
2-4	居宅介護支援	(ケアマネジメント) 居宅支援センター ゆい箱根	ケアマネジャー(介護支援専門員)は、介護サービス利用計画(ケアプラン)を作り、サービスを提供する各事業者と連絡調整を図る	介護保険制度の要介護の認定を受けた方	平 日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	箱根リハビリ テーション病院	利用者の負担はありません	箱根町仙石原 1285 ☎ 84-9111	
2-5	介護予防支援	(介護予防 ケアマネジメント) 箱根町地域包括 支援センター	介護予防の相談や介護予防ケアプランの作成を行う	介護保険制度の要支援、事業対象者の認定を受けた方	平 日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	地域包括 支援センター	利用者の負担はありません	箱根町湯本 855 ☎ 85-3002	
2-6	訪問介護	(ホームヘルプ) ハートフルケア サービス安養	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を行う	介護保険制度の要支援、要介護、事業対象者の認定を受けた方	月～土 8:00～18:00 (11/3・年末年始を除く)	自 宅	原則として、かかった費用の1割～3割負担	箱根町湯本 364 ☎ 85-6735	

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
2-7	訪問介護	(ホームヘルプ) はこね社協サービス センター訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を行う	介護保険制度の 要支援、要介護、事業対象者の認定を受けた方	平 日 8:30~17:15 (祝日・年末 年始を除く) ※提供時間外は 要相談	自 宅	原則として、かか った費用の1割~3割 負担	箱根町湯本 855 ☎ 85-3008	
2-8	訪問看護	(訪問看護) 訪問看護 ステーション ゆい箱根	看護師がかりつけ医の指 示のもとに利用者宅に訪問 し、療養上必要な処置や状 態観察、管理を実施する。 相談により、言語聴覚士に よるリハビリが可能	介護保険制度の 要支援、要介護認定を受け た方	月~金 9:00~17:00 (電話などにより 24時間常時連絡対 応が可能です。 12/29~1/3は除 く)	自 宅	原則として、かか った費用の1割~3割 負担	箱根町仙石原 1285 ☎ 84-5620	疾患や状態によって医療保険での サービスでもご利用になれます
2-9	訪問リハビリ	(訪問リハ) デンマークイン箱根	日常生活上の支援や生活行 為向上のためのリハビリ テーションを居宅にて行う	介護保険制度の 要支援、要介護認定を受け た方	平 日 9:00~17:00 (祝日・年末 年始を除く)	自 宅	原則として、かか った費用の1割~3割 負担	箱根町仙石原 1285 ☎ 84-5620	
2-10	通所介護	(デイサービス) なごみの郷	食事、入浴などの日常生活 上の支援や、生活行為向上 のための支援を日帰りで行 う	介護保険制度の 要支援、要介護、事業対象 者の認定を受けた方	平 日 10:15~16:30 (祝日・年末 年始を除く)	なごみの郷	原則として、かか った費用の1割~3割 負担及び食費などの 実費負担	箱根町仙石原 977-23 ☎ 84-0131	
2-11	通所介護	(デイサービス) ハートフルデイ サービス安養	心身活性化と社会的孤立感 解消の為、レクリエーショ ン・趣味活動などを通し、 ゆっくり楽しく一日を過ご していただく	介護保険制度の 要支援、要介護、事業対象 者の認定を受けた方	月~土 9:20~16:30 (11/3・年末 年始を除く)	ハートフル デイサービス安養	原則として、かか った費用の1割~3割 負担及び食費などの 実費負担	箱根町湯本 364 ☎ 85-6735	
2-12	通所介護	(デイサービス) はこね社協サービスセ ンター通所介護	介護員が自宅までお迎えに 行き、サービス提供時間内 にて入浴・排泄・食事・レ クリエーションを実施する	介護保険制度の 要支援、要介護、事業対象 者の認定を受けた方	月~金 10:15~15:30 (5/3~5/5・ 11/3・年末 年始を除く)	はこね社協 サービスセンター (旧湯本中学校内)	原則として、かか った費用の1割~3割 負担及び食費などの 実費負担	箱根町湯本 855 ☎ 85-3008	
2-13	通所リハビリ	(デイケア) デンマークイン箱根	施設で食事、入浴などの日 常生活上の支援や生活行為 向上のためのリハビリテー ションを日帰りで行う	介護保険制度の 要支援、要介護認定を受け た方	平 日 10:00~15:00 (祝日・年末 年始を除く)	デンマークイン箱根	原則として、かか った費用の1割~3割 負担及び食費などの 実費負担	箱根町仙石原 1285 ☎ 84-5620	

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
2-14	短期入所生活介護	(ショートステイ) 箱根老人ホーム	在宅で生活している高齢者とその介護者のためのサービス。施設で短期間受け入れ、日常生活の介護を専門的に行う。介護が困難な重度認知症高齢者の受け入れも可能	介護保険制度の要支援・要介護認定を受けた方	入退所は平日	箱根老人ホーム	原則として、かかった費用の1割～3割負担及び食費などの実費負担	箱根町宮城野 58 ☎ 87-0052	
2-15	短期入所生活介護	(ショートステイ) なごみの郷	在宅で生活している高齢者とその介護者のためのサービス。施設で短期間受け入れ、日常生活の介護を専門的に行う。介護が困難な重度認知症高齢者の受け入れも可能	介護保険制度の要支援・要介護認定を受けた方	入退所は平日	なごみの郷	原則として、かかった費用の1割～3割負担及び食費などの実費負担	箱根町仙石原 977-23 ☎ 84-0131	
2-16	短期入所療養介護	(ショートステイ) デンマークイン箱根	施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます	介護保険制度の要支援・要介護認定を受けた方	入所は平日 (祝日・年末年始を除く)	デンマークイン箱根	原則として、かかった費用の1割～3割負担及び食費などの実費負担	箱根町仙石原 1285 ☎ 84-5620	
2-17	介護老人福祉施設	(入所) 箱根老人ホーム	常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます	原則として、介護保険制度の要介護3～5の認定を受けた方	年中無休 (入所申し込みは原則平日)	箱根老人ホーム	原則として、かかった費用の1割～3割負担及び食費などの実費負担	箱根町宮城野 58 ☎ 87-0052	
2-18	介護老人福祉施設	(入所) なごみの郷	常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます	原則として、介護保険制度の要介護3～5の認定を受けた方	年中無休	なごみの郷	原則として、かかった費用の1割～3割負担及び食費などの実費負担	箱根町仙石原 977-23 ☎ 84-0131	
2-19	介護老人保健施設	(入所) デンマークイン箱根	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う	介護保険制度の要支援・要介護認定を受けた方	年中無休	デンマークイン箱根	原則として、かかった費用の1割～3割負担及び食費などの実費負担	箱根町仙石原 1285 ☎ 84-5620	

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
2-20	グループホーム	(入所) 泉の郷 仙石原	認知症のある要介護者・要支援者を共同生活を営む住居で、介護その他日常生活上必要な世話を行う	認知症で、介護保険制度の要支援2・要介護認定を受けた方	年中無休	泉の郷仙石原	施設利用料と介護保険サービス利用料1割～3割、その他食費等の実費	箱根町仙石原 1285-368 ☎ 84-8850	
2-21	特定入居者生活介護	(入所) アレンジメントケア 箱根仙石原	24時間常駐する職員が、ご入居者の身体状況に合わせて食事や入浴や排泄といった介護サービスを提供し、その暮らしを支えます。	概ね65歳以上で、自立及び要支援、要介護の認定を受けた方	24時間 365日	アレンジメントケア 箱根仙石原	施設利用料と介護保険サービス利用料1割～3割、その他実費	箱根町仙石原46 ☎84-8818	ショートステイや体験利用も可能 詳細は施設までお問合せください

3. 介護・福祉用具・住宅改修・助成等（介護保険外）

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
3-1	措置入所	養護老人ホームへの措置入所	養護老人ホームへの措置入所の手続きを行う	経済的理由、心身、家族の状況により、在宅で生活することができない方			収入に応じて 0~168,100円 /月	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790	
3-2	おむつ支給	家族介護用品支給事業 紙おむつ支給	在宅で介護されている家族に、介護用品（紙おむつ）を支給	住民税非課税世帯で要介護4又は5の認定を受けている方を在宅で介護している家族の方	月に1度支給	自 宅	無 料	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790	
3-3	福祉用具レンタル	福祉用具貸出事業	福祉用具の貸出・車いす	介護保険制度の対象とならなかった方で、何らかの支援が必要な方	平 日 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	町 内	無 料	町社協 ☎ 85-9000	※介護保険法等の他法を優先
3-4	福祉用具給付	日常生活用具の給付	ストーマ装具、入浴補助用具、視覚障がい者用時計、点字図書等を給付	①在宅の重度障がい者 ②難病患者			費用の1割負担 ※町民税非課税世帯は、利用者負担無し	福祉課 障がい福祉係 ☎ 85-7790	※介護保険優先
3-5	補装具の給付・修理	補装具の給付・修理	視覚障がい者安全杖、補聴器、下肢装具等の給付・修理	①身体障害者手帳所持者 ②難病患者			費用の1割負担 ※町民税非課税世帯は、利用者負担無し	福祉課 障がい福祉係 ☎ 85-7790	※介護保険優先
3-6	住宅設備改良	住宅設備改良	住宅の段差解消、手すり設置等 (限度額80万円 工事内容により異なる)	①身体障害者手帳2級以上 ②知能指数35以下 ③身障者手帳3級かつ知能指数50以下			世帯の所得状況により負担あり	福祉課 障がい福祉係 ☎ 85-7790	※介護保険優先 ※事前申請が必要
3-7	介護保険負担金助成	社会福祉法人等 生計困難者利用者 負担額軽減措置事業	軽減を実施する社会福祉法人から受ける介護サービスの利用者負担額を軽減	住民税非課税で、収入要件等に該当し、生計が困難と認められる方		箱根老人ホーム、 なごみの郷、 社会福祉協議会 (訪問介護)		福祉課 介護保険係 ☎ 85-7790	

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用 料	実施機関・連絡先	備 考
3-8	神経難病患者等受入れ	在宅難病患者一時入院事業	在宅の難病患者を介護している家族が、自身の病気や事故等の理由で、一時的に介護できない場合に、短期間入院できるように、県内の病院に受入れを協力してもらっている	県内在住（横浜市、川崎市、相模原市を除く）で、県指定難病医療受給者証を持ち、常時医学的管理が必要な方	原則14日以内	県内の委託病院	病院までの移送費用 差額ベッド代及び 衛生物品等は 自己負担	小田原保健福祉事務所 保健予防課 ☎ 0465-32-8000	申込受付：利用希望の6週間～2週間前まで ※人工呼吸器装着者は7週間前から受付
3-9	神経難病患者等受入れ	在宅難病患者受入れ 病床確保事業 障害者総合支援法 短期入所事業	神経難病患者の介護者の「休息」や「息抜き」のために一時的な入院を行う	神経難病の診断を受けた在宅療養を継続されている方	原則14日以内	神経難病の病床	利用する制度によっては個室料金が発生する	箱根病院 医療福祉支援室 小田原市風祭412 ☎ 0465-20-8622	初めてご利用される方は左記にご相談ください。
3-10	生活支援・見守り等	サポート 付添い 代行 見守り	・家事サポート ・病院付き添い ・お買い物代行 ・お出かけサポート ・見守りサービス	年齢問わず	平日 9:00～18:00 (日曜・祝日を除く)	自宅	家事サポート・付き添い・代行 1時間1200円 お出かけサポート 1日8時間5000円 見守り 1週間3000円	(有) シルバー ライフサポート ☎ 080-7090-4919	先ずはお電話にてお問い合わせください
3-11	見守り	クロネコ見守り ハローライト 訪問プラン	・ご自宅の電球交換 ・メールでのお知らせ ・訪問確認	ご利用制限なし	計測時間 前日9:00～当日 8:59 異常通知 当日9:00～10:00	自宅	月額1078円 (税込)	ヤマト運輸(株) ネコサボサービスセンター ☎ 0120-86-2220 受付9:00～18:00	お申込み方法 ヤマト運輸ホームページまたは 専用ダイヤル、QRコード 郵送
3-12	付添い	付添いサービス	・外出サポート ・通院サポート ・旅行サポート ・冠婚葬祭サポート	どなたでも	年中無休 要予約	行きたい所をご相談 下さい	1時間7000円 + 出張料 1時間3000円	にじのそら ☎ 080-9354-8387	お出かけが特別にならないように 「やりたい」「行きたい」 をお手伝いします

4. 交通のサービス・助成等

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
4-1	タクシー券 ・ 燃料助成券 の交付	福祉タクシー 利用券 ・ 自動車燃料費 助成券による助成	在宅の重度障がい者等が、 通院や日常生活において利 用するタクシーの運賃 ・ 自動車燃料費を助成	町民で、次の1つに該当す る方 ①身体障害者手帳1、2級 の方（聴覚障害2級、肢体 不自由上肢障害2級の方は 除く） ②療育手帳A1、A2また は知能指数35以下の方 ③精神障害者保健福祉手帳 1級の方 ④「特定疾患医療受給者 証」所持者 ⑤「神奈川県特定医療費 （指定難病）医療受給者 証」所持者 ⑥「小児慢性特定疾患医療 受給者証」所持者	○福祉タクシー 利用券 年間60枚以内 （人工透析者は 156枚以内） ○自動車燃料費 助成券 年間14枚以内 （人工透析者は36 枚以内） ※両券併用（2分の 1ずつ）にも対応	町と契約した タクシー会社、 及び 町と契約した 町内の ガソリンスタンド		福祉課 障がい福祉係 ☎ 85-7790	※施設入所者及び長期入院者は対 象外 ※申請月によって交付枚数が変わ る ※年度途中での券種の変更及び再 発行はできない
4-2	有料道路 通行料の 割引	有料道路 通行料の割引	身体障害者手帳または療育 手帳の提示により、有料道 路通行料の5割を割引	身体障害者手帳または療育 手帳A1、A2の所持者	詳細は 各道路会社へ		利用した額の 5割	福祉課 障がい福祉係 ☎ 85-7790	※ETC利用の場合も割引適用 ※営業自動車は該当しない ※車両の事前登録が必要
4-3	バス 回数券	箱根町住民区間 回数券	住民専用紙式回数券の販売	箱根町在住の方		・宮城野（案） ・小田原駅前（案） ・湯本（案） ・箱根町（案） ・仙石（案）	基準運賃の 10倍で 11枚つづり	箱根登山バス	※通勤用の路線指定の券 ※回数券の金額は発売区間によっ て異なります ※使用区間によっては、回数券を 発売できない場合があります

5. 健康指導・健康教室・サロン等

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
5-1	はつらつ町民健康教室	働く世代の健康づくり教室	生活習慣病予防を中心とした医師等の専門職による健康講話	町 民	はつらつ町民健康教室として実施 年2回を1コースとする	各地域集会所等	無 料	保険健康課 健康推進係 ☎ 85-0800	※事前に電話での申し込みが必要
5-2	はつらつ町民健康教室	疾病予防セミナー	町民に不足する診療科目の疾患について専門医による講演会を開催	町 民	はつらつ町民健康教室として実施 年1回	さくら館	無 料	保険健康課 健康推進係 ☎ 85-0800	※事前に電話での申し込みが必要
5-3	自殺予防対策	ゲートキーパー養成講座 ゲートキーパーフォローアップ研修会	自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を図ることができる人（ゲートキーパー）を養成する研修 既にゲートキーパーとなっている人の技能が向上することをねらいとした研修	町 民	年1回 10月頃 年1回 3月頃	町役場本庁舎	無 料	保険健康課 健康推進係 ☎ 85-0800	※事前に電話での申し込みが必要
5-4	はつらつ町民健康教室	若い世代の健康づくり教室	ストレスや運動・食生活についての講話、運動指導	町 民	はつらつ町民健康教室として実施 年1回	町内施設	無 料	保険健康課 健康推進係 ☎ 85-0800	※事前に電話での申し込みが必要
5-5	はつらつ町民健康教室	脳血管疾患（脳卒中）予防教室	脳血管疾患（脳卒中）の理解、予防の健康管理意識を高める内容の講義及び調理実習を実施	町 民	はつらつ町民健康教室として実施	各地域集会所等	無 料	保険健康課 健康推進係 ☎ 85-0800	※事前に電話での申し込みが必要
5-6	運動教室	ゆっくりゆったり教室	「運動」「口のお手入れ」、「食生活の改善」の3つのプログラムを実施	65歳以上の町民	1コース12回 概ね3ヶ月 週1回実施	町 内	無 料	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790	※実施日、実施場所等については、問合せください

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用 料	実施機関・連絡先	備 考
5-7	筋力 トレーニング 教室	にこにこ運動教室	転倒骨折を予防するため、ストレッチや体操、ウォーキングなどで、楽しく体を動かす習慣を身につける	65歳以上の町民	1コース15回 概週1回 5地域各2コース ずつ実施	町内5地域の 公民館等	無 料	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790	※実施日、実施場所等については、問合せください
5-8	骨折予防 セミナー	「いきいき HAKONE体操」 普及啓発事業	健康づくりの推進（介護予防）のために作成した「いきいきHAKONE体操」の普及	町 民 （主に中高年齢の方）	通 年	各地域 集会所等	無 料	保険健康課 健康推進係 ☎ 85-0800	
5-9	温水 プール	温水プールによる 健康づくり 推進事業	温水プールによる健康づくりを推進するため、子どもや成人を対象とした各種水泳教室等を開催	町民等	水泳・水中 運動教室 （大人、子ども、 幼児）	さくら館 3Fプール	プール入館料 大人300円 小人100円 （別途教室 参加料必要）	保険健康課 健康推進係 ☎ 85-0800	
5-10	認知症予防教室	脳と体の 若返り教室	認知症を予防する為、考えながら運動し、脳と体の若返りを図る	65歳以上の町民	1コース10回 概ね3ヶ月 週1回実施	町内	無 料	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790	※実施日、実施場所等については、問合せください
5-11	運動教室	介護予防 運動教室	介護予防を目的とした体操、ウォーキングなどの教室を開催	概ね60歳以上の町民	年5回 各地域1回ずつ実施 10:00～12:00	各地域 集会所等	無 料	地域包括 支援センター ☎ 85-3002	開催日等の詳細は、1ヶ月前頃に 回覧
5-12	認知症 サポーター 養成	認知症サポーター 養成講座	認知症についての基礎的な知識を普及・啓発を目的とした講座の開催	受講を希望する町内の住民 グループや職場、学校などの 団体	随 時	応相談	無 料	地域包括 支援センター ☎ 85-3002	講座受講修了者には、オレンジ リングを配布します。 開催ご希望の団体は、お気軽にご 相談ください。
5-13	町営施設	老人福祉センター やまなみ荘	高齢者の健康増進、教養の 向上、レクの場を提供 入浴施設あり	町民一般 （主に60歳以上の方）	開館時間： 午前9時～午後9時 休館：水曜日、 祝日、年末年始	老人福祉センター やまなみ荘	入浴料： 100～300円 （年齢による）	箱根町強羅 1320-185 ☎ 82-1211	施設の使用について、詳しくは問 い合わせてください。

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用 料	実施機関・連絡先	備 考
5-14	サロン	サロン活動	高齢者の憩いの場として手芸、レクリエーション、体操、音楽、調理等を行う（季節により、お花見等の行事も開催）	町民一般 （主に中高年齢の方）	わくわく談話室 毎月第3火曜日 郡舞「箱根ソラン座」 毎月第3月曜日 湯本やまゆり会 毎月10日前後 仲町麻雀倶楽部 毎週木曜日 Salon de きんじょ 毎月第3水曜 【畑宿おしゃべり会】 毎月第2金曜日 【大平台リンリン】 年3～4回ほど開催予定 【宮城野やまゆり会】 毎月第3火曜日 【チーム糸へん】 毎週水曜日 【きんとき寄せ木サロン】 毎月第4火曜日 【芦ノ湖サロン】 毎月第3水曜日	山崎集会所 山崎集会所等 仲町集会所 仲町集会所 須雲川集会所 守源寺 大平台集会所 さくら館 宮城野公民館 仙石原いこいの家 元箱根集会所	100円程度 100円程度 100円程度 無料（今後検討） 100円程度 100円程度 300円程度 100円程度 100円程度 200円程度 100円程度	事務局：社協 ☎ 85-9000	※新規サロン立ち上げ希望がございましたら、ぜひご相談ください ※開催日は変更があります。お問い合わせください ※新型コロナウイルス感染症予防対策のため、一部のサロンは休止しています。詳しくはお問い合わせください。
5-15	精神障がい者の健康づくり教室	生活教室	当事者や精神保健ボランティアとの交流を通して社会参加の場を提供するもの（季節により、お花見等の行事も開催）	精神科等に通院している町民	月1回 午後	役場 さくら館 等	無 料	福祉課 障がい福祉係 ☎ 85-7790	※希望者には毎月開催内容に関する案内チラシを送付しますので、お申し込みください。

6. 資金借入・扶助・減免等

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
6-1	資金借入	たすけあい 資金貸付事業	一時的に生活に困窮している世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的とし、60,000円を限度に資金を貸付ける	(1) 町内に6ヶ月以上居住し、なお引き続き居住する世帯 (2) 他から援助をうけることができない世帯 (3) 民生委員が必要と認められた世帯	平 日 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	町社協		町社協 ☎ 85-9000	
6-2	資金借入	生活福祉資金 貸付事業	6種類の資金から目的に合わせて資金貸付を行う (総合支援資金、福祉資金、緊急小口資金、教育支援資金、不動産担保型生活支援資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)	低所得世帯、身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、精神障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯	平 日 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	窓口は町社協 (貸付の可否は 県社協が決定)		町社協 ☎ 85-9000	※他の制度を利用できる世帯、母子・寡婦福祉資金等の公的資金の貸付を利用できる世帯を除く
6-3	NHK放送 受信料の減免	NHK放送 受信料の減免	受信料全額免除または半額免除	全額免除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方のある世帯で、世帯構成員全員が町民税非課税の世帯 半額免除 世帯主が身体障害者手帳1、2級、視覚聴覚1~6級、療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級の方で、受信料契約者の場合				福祉課 障がい福祉係 ☎ 85-7790	

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
6-4	上水道 料金減免	上水道料金の減免	県営上水道料金の減免	<p>県営上水道利用者で次のいずれかに該当する方のいる世帯</p> <p>①児童扶養手当受給世帯 ②特別児童扶養手当受給世帯 ③遺族基礎年金受給世帯 ④知的障害者世帯（重度（A1）又は重度（A2）の知的障害と判定されている方がいる世帯） ⑤身体障害者世帯（身体障害者手帳に障害の級別が1級又は2級と記載されている方がいる世帯） ⑥精神障害者世帯（精神障害者保健福祉手帳に障害の級別が1級と記載されている方がいる世帯） ⑦要介護者世帯（要介護認定を受けた方であって、該当する要介護状態区分が要介護4又は要介護5の方がいる世帯） ⑧重複障害者世帯（次の2以上に該当する方がいる世帯） ・中程度の知的障害（療育手帳B1、又はB2程度）と判定されている方 ・身体障害者手帳に障害の級別が3級と記載されている方 ・精神障害者保健福祉手帳に障害の級別が2級と記載されている方</p>				箱根水道 パートナーズ（株） ☎ 82-4306	【地区】 仙石原、宮城野、強羅、木質の一部、元箱根の一部
			町営上水道料金の減免	<p>町営上水道利用者で次のいずれかに該当する方のいる世帯</p> <p>①児童扶養手当受給者 ②特別児童扶養手当受給者 ③国民年金遺族基礎年金受給者・厚生年金遺族年金受給者 ④療育手帳A1・A2所持者 ⑤身体障害者手帳1級・2級所持者 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ⑦介護保険要介護4・5所持者 ⑧次の2つ以上に該当するもの（身体障害者手帳3級所持者、療育手帳B1・B2所持者、精神保健福祉手帳2級所持者）</p>			上下水道 温泉課 水道業務係 ☎ 85-9569	【地区】 湯本、湯本茶屋、須雲川、畑宿、塔之澤、大平台、宮ノ下、底倉、小涌谷、木質の一部、二ノ平、芦之湯、箱根、元箱根の一部	
6-5	下水道 料金減免	下水道料金の減免	下水道使用料の減免	<p>下水道利用者で次のいずれかに該当する方のいる世帯</p> <p>①児童扶養手当受給者 ②特別児童扶養手当受給者 ③国民年金遺族基礎年金受給者・厚生年金遺族年金受給者 ④療育手帳A1・A2所持者 ⑤身体障害者手帳1級・2級所持者 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ⑦介護保険要介護4・5所持者 ⑧次の2つ以上に該当するもの（身体障害者手帳3級所持者、療育手帳B1・B2所持者、精神保健福祉手帳2級所持者）</p>				上下水道 温泉課 下水道業務係 ☎ 85-9567	

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
6-6	生活保護	生活保護	生活に困っている人に対し、その状況に応じ、必要な保護を行うとともに、自立を援助する制度	能力や資産、その他あらゆるものを最低限度の生活をするために活用してもなお、生活に困っている人	平 日 8:30~17:15 (祝日・年末年始は除く)			小田原保健 福祉事務所 生活福祉課 ☎ 0465- 32-8000	
6-7	診断料補助	身体障害者手帳 診断料補助	身体障害者手帳交付申請、等級変更申請時の診断書作成にかかる文書料を全額補助	身体障がい者			診断書作成に要した 文書料を全額補助	福祉課 障がい福祉係 ☎ 85-7790	

7. 権利擁護

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
7-1	権利擁護	成年後見制度 利用支援事業	本人に代わって成年後見申立手続きを行う。審判申立に要する費用と後見人の報酬への助成	身寄りのないひとり暮らしの認知症高齢者など	平 日 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	福祉課 高齢福祉係	本人の所得などにより最大以下のとおり助成 (後見人の報酬) ・施設入所者 約18,000円/月 ・その他 約28,000円/月	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790	本人の資産保有状況による助成制度
7-2	権利擁護	日常生活 自立支援事業	・福祉サービス利用援助サービス ・日常的金銭管理サービス ・書類等預かりサービス	・障がいのある方(身体障がい、知的障がい、精神障がい) ・高齢の方(65歳以上で日常生活に支援が必要な方)	平 日 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	サービス提供： 対象者宅 相談： 電話・社協事務所・ 対象者宅など	(相談)無料 (後利用料) ・所得に応じ、 月0~10,000円 ・書類等預かりサービスは、 月額500円	町社協 ☎85-9000	申込後、事業の利用には審査があります。
7-3	権利擁護	権利擁護に 関する相談	高齢者の権利を守るための相談に応じる	町内在住高齢者及びその家族	平 日 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	町内全域	無 料	地域包括 支援センター ☎85-3002	

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
7-4	権利擁護	高齢者虐待に関する相談	地域における高齢者虐待防止（早期発見、発生時の対応等）の為に相談に応じる	町内在住の高齢者やその養護者、高齢者関連職員等	平 日 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）	町内全域	無 料	地域包括支援センター ☎85-3002	
7-5	法務相談	行政書士による無料相談会	町内在住の高齢者やその家族を対象に「成年後見」「遺言」「相続」等に関連した相談を行う	町内在住高齢者及びその家族	年8回 実施予定 14:00～16:00	各地域会場	無 料	一般社団法人 JJA成年後見 センター 共催 地域包括 支援センター ☎85-3002	お問い合わせは地域包括支援センターへお願いします
7-6	法律相談	法テラス	資力が一定基準以下の方に対する民事一般の無料法律相談を行う	資力（収入・資産）が一定基準以下の方 ※予約の際に確認する	相談は事前予約制 ・法テラス小田原 予約受付時間 平日9:00～17:00 法律相談は 1回30分、同一案件につき3回まで相談可。	法テラス小田原 指定相談場所 契約弁護士事務所	無料（資力要件に該当する方のみ利用可）	法テラス サポートダイヤル ☎0570-078374 法テラス小田原 ☎0570-078311 IP電話をご利用の方 ☎050-3383-5370	
7-7	消費生活	消費生活相談	町民の消費生活に関する相談に応じます。必要に応じて、各課や専門機関を紹介します	町民一般	平 日 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）		無 料	町民課 コミュニティ 推進係 ☎85-7160	
7-8	消費生活	小田原市消費生活センター	消費生活に関する相談に応じます。相談は、電話、来所等の方法があります	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町に在住・在勤・在学の方	月～金 （祝日・年末年始を除く） 9:30～12:00 13:00～16:00	小田原市役所内 相談専用電話 ☎0465-33-1777	無 料	小田原市役所 地域安全課 市民相談係 ☎0465-33-1775	

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
7-9	振り込め詐欺	オレオレ詐欺 振り込め詐欺相談	オレオレ詐欺が疑われる不審な電話があった際に相談、対応に応じる	県民一般	常 時		無 料	小田原警察署 生活安全課 ☎0465-32-0110 神奈川県警 総合相談 ☎045-664-9110 または#9110 振り込め詐欺 情報専用 ホットライン ☎045-651-7970	県警本部では、振り込め詐欺の情報概要をメールで受け付けています furikome-bokumetu@police.pref.kanagawa.jp

8. 認知症に関する相談・サービス

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
8-1	高齢総合相談	高齢者に関する 総合相談窓口	高齢者に関する総合相談に応じる	町民一般	平 日 8:30~17:15 (祝日・年末 年始は除く)	福祉課 高齢福祉係 地域包括 支援センター	無 料	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790 地域包括 支援センター ☎85-3002	電話や来所にて受付後、訪問し相談に応じます
8-2	認知症相談	認知症初期集中 支援推進事業 認知症地域支援 ケア向上事業	認知症に関する相談に応じる	町民一般	平 日 8:30~17:15 (祝日・年末 年始は除く)	福祉課 高齢福祉係 地域包括 支援センター	無 料	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790 地域包括 支援センター ☎85-3002	

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
8-3	専門医療相談	認知症疾患 医療センター	認知症の診断や治療、また、医療機関の紹介など、専門的な医療に関する相談に応じる	どなたでも	平日 9:00～16:00 (土・日、祝日、 年末年始は除く)	認知症疾患 医療センター (曽我病院)	無 料	認知症疾患 医療センター (曽我病院) ☎0465- 42-1630 (代)	プライバシーは保護されます
8-4	認知症相談	小田原保健福祉事務所 認知症相談	認知症疾患に関する相談に専門医や保健師が応じる	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町に在住の方	平 日 8:30～17:15 (祝日、年末 年始は除く)	専門医による相談は 要予約 保健師による電話相 談は随時 面談・訪問は予約	無 料	小田原保健 福祉事務所 保健予防課 ☎0465- 32-8000	
8-5	電話相談	若年性認知症 コールセンター	65歳未満で発症する認知症に関する相談に、専門教育を受けた相談員が応じる	どなたでも	月～土 10:00～15:00 (祝日・年末 年始は除く) ※水曜日のみ 10:00～19:00	認知症介護 研究・研修 大府センター	フリーコールで、 相談も無料 メール相談は ホームページから行 えます	☎0800- 100-2707	プライバシーは保護されます
8-6	電話相談	かながわ認知症 コールセンター	研修を受けた介護経験者及び保健・福祉等の専門職が相談に応じる	どなたでも	相談受付 月・水 10:00～20:00 土 10:00～16:00 (祝日・年末 年始は除く)	公益社団法人 認知症の人と 家族の会	無 料	☎045-755- 7031	プライバシーは保護されます
8-7	認知症等 行方不明 高齢者 早期発見	GPS位置情報 検索機器の貸与	「認知症等行方不明SOSネットワーク」に事前登録をされた方とその家族の希望により機器を貸し出します	「認知症等行方不明SOSネットワーク」に事前登録をされた方	随 時		月額使用料金他、 サービス利用に応じ て負担が生じます	福祉課 高齢福祉係 ☎85-7790	※利用料等の詳細については、お問い合わせください

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
8-8	認知症等 行方不明 高齢者 早期発見	認知症等行方不明 SOSネットワーク	徘徊するおそれのある高齢者等を事前に登録し、徘徊時に早期発見・保護しようとするもの	町内在住の方で、認知症により徘徊のおそれのある方または、現に徘徊行動を行う高齢者	通 年		無 料	福祉課 高齢福祉係 ☎85-7790	
8-9	家族のつどい	おだわら・はこね 家族会	介護の悩みや困っていることなど、同じ立場で語り合い、助言しあって励ましあう集いの場	認知症の方を介護している家族など	月1回 (基本的に 第3金曜日) 10:00~12:00		無 料	福祉課 高齢福祉係 ☎85-7790	※実施場所については、お問い合わせください。

9. 一般相談等

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
9-1	健康相談	やまなみ 健康相談	老人福祉センターやまなみ荘で、一般高齢者を対象に日常生活指導を行う	一般高齢者	月1回 (基本的に 第1金曜日) 13:30~14:00	老人福祉センター やまなみ荘	無 料	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790	
9-2	一般相談	心配ごと相談	生活福祉、人権、教育に関する相談 国や県への要望など	町民	各地域 4回/年 13:30~14:30	各地域会場	無 料	福祉課 地域福祉係 ☎ 85-7790	※実施日、実施場所等については、問い合わせてください ※事前に電話でお申し込みください

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
9-3	一般相談	(福)神奈川県 社会福祉協議会 ほっとステーション 小田原	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の相談支援、課題解決に必要と思われる関係機関連絡調整、住居確保給付金の相談等を行います	生活困窮者	平 日 9:00～17:00 (祝日・年末 年始を除く)	公共施設 ご自宅 等	無 料	神奈川県 社会福祉協議会 ほっとステーション 小田原 ☎0465- 35-0810	
9-4	ボランティア 相談	ボランティア 相談事業	ボランティア活動希望者と、ボランティアを必要とする人をコーディネートする	町民一般	平 日 8:30～17:15 (祝日、年末 年始は除く)	窓口・電話 相談は 社協まで	無 料	ボランティア センター (町社協内) ☎ 85-9000	ボランティア活動は主に町内
9-5	障がいに関 する 相談	各種障害者手帳の 申請・受付に かかる事務	申請書・診断書等の配付及び受付	町民	平 日 8:30～17:15 (祝日、年末 年始は除く)	福祉課 各出張所		福祉課 障がい福祉係 ☎ 85-7790	手帳の交付は福祉課において行う
9-6	障がいに関 する 相談	障がい(身体、知的、 精神)に関する相談	制度、サービスの案内など	障がい等のある方及びそのご家族。また、障害等のごとで相談がある方	平 日 8:30～17:15 (祝日、年末 年始は除く)	福祉課 障がい福祉係	無 料	福祉課 障がい福祉係 ☎ 85-7790 おだわら障がい者総合 相談支援センター クローバー ☎0465-35- 5258	
9-7	高齢者 相談	ふらっと相談会	介護や医療、または身近な困ったことについての相談会	高齢者及びその家族、または高齢者のことで相談がある方	各地域年2回	各地域会場	無 料	地域包括 支援センター ☎85-3002 福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790	※実施日、実施場所等については、問い合わせてください

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
9-8	高齢者 相談	在宅医療・介護に 関する相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療や介護サービスに関する相談 医療や介護の制度に関する相談 	<ul style="list-style-type: none"> 箱根町内在住の方 医療、介護福祉関係で働いている方 	月～土 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝、休日、年末年始は除く)	福祉課 介護保険係 高齢福祉係 小田原医師会 地域医療連携室	無 料	福祉課 高齢福祉係 ☎ 85-7790 小田原医師会 地域医療連携室 ☎ 0465-47-0833	※来所される場合は事前にご連絡ください
9-9	高齢者 相談	お年寄りの 一日電話よろず 相談	地域における高齢者の困りごとや介護に関する相談等を電話や窓口で行う	町内在住高齢者及びその家族	奇数月(3月は除く)の1日(1日が土日祝日にあたる場合は第1月曜日を予定) 10:00～16:00	地域包括支援センター	無 料	地域包括 支援センター ☎ 85-3002	開催日時等の詳細は、1ヶ月前後に回覧 来所での相談も受け付けます
9-10	年金相談	年金について	老齢基礎年金や障害基礎年金など国民年金に関すること(保険料の免除、年金請求等)	国民年金加入(受給)者	平 日 8:30～17:15 (祝日、年末年始は除く)		無 料	保険健康課 保険年金係 ☎ 85-9564	※加入していた年金の種類によって、受付窓口が変わります ※日本年金機構小田原年金事務所 ☎ 0465-22-1391 ※ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
9-11	いのちの電話	横浜 いのちの電話	24時間、年中無休体制で、悩みや心配ごと等の相談に応じる	どなたでも	(日本語) 年中無休 24時間対応 ※ポルトガル語 ・スペイン語 水曜日 10時～21時 金曜日 19時～21時 土曜日 12時～21時	電話相談 ☎045-335-4343	電話代	横浜 いのちの電話	※ポルトガル語対応 ☎045-336-6216 ☎0120-66-2488 ※スペイン語対応 ☎045-336-6216 ☎0120-66-2477 E-mail: yindlal@ceres.ocn.ne.jp
9-12	医師会 医療相談	地域医療連携事業	医療機関の診療時間・休診日案内、かかりつけ医・介護保険の主治医・在宅医療等の相談に応じる	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町に在住の方	月～土 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝・休日、年末年始は除く)	電話相談	無 料	小田原医師会 地域医療連携室 ☎0465-47-0833	医師による電話相談もあり(詳細は連携室に問い合わせてください)
9-13	精神保健 福祉相談	精神保健福祉相談	こころの健康、精神疾患、アルコールなどの依存等の相談に、専門医や福祉職等が応じる	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町に在住の方	平 日 8:30～17:15 (祝日、年末年始は除く)	専門医による 相談は要予約 福祉職等による電話 相談は随時 面談・訪問は予約	無 料	小田原保健 福祉事務所 保健予防課 ☎0465-32-8000	
9-14	難病相談	難病相談	指定難病等について、日常及び療養生活、栄養、福祉等に関する相談に応じる	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町に在住の方	平 日 8:30～17:15 (祝日、年末年始は除く)	保健師等による 電話相談は随時 面談・訪問は予約	無 料	小田原保健 福祉事務所 保健予防課 ☎0465-32-8000	
9-15	食生活 相談	食生活相談	糖尿病等合併症があり、長期間継続、個別性の高い病気に関する食生活相談に応じる	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町に在住の方	平 日 8:30～17:15 (祝日、年末年始は除く)	栄養士による 電話相談は随時 面接は予約	無 料	小田原保健 福祉事務所 保健福祉課 ☎0465-32-8000	

No	詳細区分	サービス・事業名称	内 容	対 象 者	提供時間、日程等	主な提供・実施場所	利用料	実施機関・連絡先	備 考
9-16	防犯相談	防犯相談	防犯連絡所(自治会単位・地域住民と協力)、防犯指導員(防犯協会、警察と協力)が防犯活動や相談を行う	町民一般	平日 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	防犯連絡所： 自治会単位35箇所 防犯指導員： 町民課	無料	町民課 コミュニティ 推進係 ☎ 85-7160	防犯連絡所：地域住民と協力し、戸締りや留守の頼みあい、犯罪や事故時の警察への連絡など身近な防犯活動の相談窓口の窓口 防犯指導員：防犯協会、警察と協力し、広報、指導、相談を行う

◆◆◆ ネットワーク ◆◆◆



◆ ネットワーク 他

1. 老人クラブ

No	支援団体・当事者団体名	団体の目的・趣旨	団体の活動内容	代表者もしくは事務局連絡先	備考
1-1	箱根町老人クラブ連合会	町内老人クラブの連絡機関として、老人クラブの健全な発展を推進するとともに老人福祉の増進を図る	<ul style="list-style-type: none"> 町内老人クラブの連絡提携 老人福祉に関する調査研究 老人福祉の増進に関する施策の推進 関係機関及び団体との連絡調整 	会長 福住 正巳 <事務局> 箱根町役場福祉課 高齢福祉係内 ☎85-7790	老人クラブに加入を希望される方は、福祉課高齢福祉係へ相談してください
1-2	第一長生会	会員相互の健康保持及び親睦を図る	<ul style="list-style-type: none"> 会員相互の親睦を図る 健康の増進を図る 教養の向上を図る 地域社会との交流を図る 	会長 村上 東司	湯本地区 (旭町)
1-3	第二長生会	会員相互の健康保持及び親睦を図る	<ul style="list-style-type: none"> 会員相互の親睦を図る 健康の増進を図る 教養の向上を図る 地域社会との交流を図る 	会長 大沼 静子	湯本地区 (神明町)
1-4	第三長生会	会員相互の健康保持及び親睦を図る	<ul style="list-style-type: none"> 会員相互の親睦を図る 健康の増進を図る 教養の向上を図る 地域社会との交流を図る 	会長 穴倉 郁子	湯本地区 (仲町)
1-5	第四長生会	会員相互の健康保持及び親睦を図る	<ul style="list-style-type: none"> 会員相互の親睦を図る 健康の増進を図る 教養の向上を図る 地域社会との交流を図る 	会長 福住 正巳	湯本地区 (湯本茶屋、滝通り)
1-6	喜 楽 会	会員相互の健康保持及び親睦を図る	<ul style="list-style-type: none"> 会員相互の親睦を図る 健康の増進を図る 教養の向上を図る 地域社会との交流を図る 	会長 若林 宏光	大平台地区

No	支援団体・当事者団体名	団体の目的・趣旨	団体の活動内容	代表者もしくは事務局連絡先	備考
1-7	宮ノ下福寿会	会員相互の健康保持及び親睦を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・会員相互の親睦を図る ・健康の増進を図る ・教養の向上を図る ・地域社会との交流を図る 	会長 伊勢 悟	宮ノ下地区
1-8	小涌谷千歳会	会員相互の健康保持及び親睦を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・会員相互の親睦を図る ・健康の増進を図る ・教養の向上を図る ・地域社会との交流を図る 	会長代理 加藤 修司	小涌谷地区
1-9	宮城野シルバー桜会	会員相互の健康保持及び親睦を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・会員相互の親睦を図る ・健康の増進を図る ・教養の向上を図る ・地域社会との交流を図る 	会長 勝俣 賀寿代	宮城野地区
1-10	函嶺会	会員相互の健康保持及び親睦を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・会員相互の親睦を図る ・健康の増進を図る ・教養の向上を図る ・地域社会との交流を図る 	会長 高辻 秀樹	仙石原地区
1-11	老盛会	会員相互の健康保持及び親睦を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・会員相互の親睦を図る ・健康の増進を図る ・教養の向上を図る ・地域社会との交流を図る 	会長 安藤 道宣	元箱根、芦之湯地区
1-12	箱根長寿会	会員相互の健康保持及び親睦を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・会員相互の親睦を図る ・健康の増進を図る ・教養の向上を図る ・地域社会との交流を図る 	会長 浦山 夫久生	箱根地区

2. 女性会

No	支援団体・当事者団体名	団体の目的・趣旨	団体の活動内容	代表者もしくは事務局連絡先	備考
2-1	箱根町女性会連絡協議会	箱根町内の女性教育の振興及び地位の向上を図り、会員相互の親睦及び新しい生活の知識・技術を習得し、福祉の向上に貢献する事を目的とする	<ul style="list-style-type: none"> 自己啓発活動 地域事業への協力 エコ及び清掃事業 	会長 廣枝 三千ル <事務局> 箱根町教育委員会生涯学習課 ☎85-7601	箱女連湯本女性会会長 廣枝三千ル 箱女連宮城野女性会会長 松井 洋子 箱女連箱根女性会会長 松井 弘子 箱女連仙石原女性会会長 秋谷 葉子 箱女連大平台女性会会長 小泉 京子

3. 民生委員児童委員協議会

No	支援団体・当事者団体名	団体の目的・趣旨	団体の活動内容	代表者もしくは事務局連絡先	備考
3-1	箱根町民生委員児童委員協議会	社会奉仕の精神を持って常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進を図る	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉六法該当世帯の調査及び各種相談援助活動 定例民協及び心配ごと相談、各種研修事業の参加など 	会長 村上 ちず子 <事務局> 箱根町福祉課 ☎85-7790	湯本地区民生委員児童委員 温泉地域民生委員児童委員 宮城野地域民生委員児童委員 仙石原地域民生委員児童委員 箱根地域民生委員児童委員

4. ボランティアサークル

No	支援団体・当事者団体名	団体の目的・趣旨	団体の活動内容	代表者もしくは事務局連絡先	備考
4-1	箱根町ボランティア連絡協議会	ボランティア及びボランティアグループ間の連絡調整・地域におけるボランティア活動の推進及びボランティア活動の啓発と広報を目的とします	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの連絡調整 研修会、交流会の開催 赤い羽根共同募金街頭募金への協力 	会長 金指 和子 <事務局> 町社協 ☎85-9000	

No	支援団体・当事者団体名	団体の目的・趣旨	団体の活動内容	代表者もしくは事務局連絡先	備考
4-3	箱根町録音サークル	視覚障がいのある方に録音を通じて援助を行います	視覚障がいのある方に、毎月町の広報紙をテープに録音し、郵送しています。	会長 伊東元子	
4-4	点字サークルはこね	点字の技術を活かして視覚障がい者への援助やボランティアの育成に協力します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内在住の視覚障がいのある方に毎月の広報紙を点訳し、郵送します。 ・出前体験教室に協力 	会長 代田美子	
4-5	紅葉会	趣味の日本舞踊を通じたボランティア活動や、ボランティアが必要な行事などに参加しています	<ul style="list-style-type: none"> ・箱根リハビリテーション病院での日本舞踊の発表 ・保育園、中学校の運動会時の民謡の協力 	会長 廣枝三千ル	
4-6	桂秀会	趣味の日本舞踊を通じたボランティア活動や、ボランティアが必要な行事などに参加しています	年に数回、各イベントにボランティアで参加	会長 小林真弓	
4-7	むつみ会	町社協のホームヘルパー養成研修3級過程を終了したボランティアが、「無理をしないけれど、長く続けられる」ボランティアを目指して活動しています	令和6年3月からさくら館で「オレンジカフェ宮城野」（認知症カフェ）を開催。地域の方とお茶を飲みながらお話しています。その他、積極的に地域の活動に参加しています。	会長 勝俣美内子	
4-8	たんぼぼの会	町社協の精神保健福祉ボランティア講座を修了したボランティアが心の病を抱えた方への支援を行うことを目的に活動しています	在宅の精神障がい者を対象にした「生活教室」に参加しています	会長 金指和子	

No	支援団体・当事者団体名	団体の目的・趣旨	団体の活動内容	代表者もしくは事務局連絡先	備考
4-9	はこねこTNR	命の教育保護TNR活動の重要性の周知を図ります 迷い猫、捨て猫が増えることにより、地域の苦情を減らし交通事故等不幸な命を減らすことを目的としています	飼い主のいない野良猫の赴任去勢手術を行います 状況に応じて子猫の保護、里親探しを実施しています	会長 村岡千春	
4-10	二ノ平寄せ木の会	令和元年5月に解散した寄せ木の会の二ノ平チーム 解散後も二ノ平寄せ木の会として見守り・安否確認を目的とした活動をしています	地域の方（主に高齢者）を招いた食事会・お茶飲み会を実施しています	会長 稲村芳子	
4-11	宮城野寄せ木の会	令和元年5月に解散した寄せ木の会の宮城野チーム 解散後も宮城野寄せ木の会として見守り・安否確認を目的とした活動をしています	地域の方（主に高齢者）を招いた食事会を実施しています	会長 星野洋子	

5. その他関係団体

No	支援団体・当事者団体名	団体の目的・趣旨	団体の活動内容	代表者もしくは事務局連絡先	備考
5-1	一般社団法人 箱根町 シルバー人材センター	健康で働く意欲のある高齢者の就労の場を提供します	公共団体からの作業受託 (室内、屋外作業) 企業、個人からの作業受託 (屋内、屋外作業)	理事長 福住 正巳 〈事務局〉 一般社団法人 箱根町シルバー人材センター TEL/FAX 82-5115	その他、問い合わせください
5-2	社会福祉法人箱根町社会福祉協議会 箱根町地域活動支援センター レインボー	障がいを持った方が有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の支援を行う事により、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする	<ul style="list-style-type: none"> 折り込みチラシのセット 雑巾の作成 古紙回収 公園掃除等 	箱根町宮城野881-1 箱根町総合保健福祉センター1F TEL/FAX 82-2252	社協の連絡先 0460-85-9000
5-3	箱根元気会	高齢になってもいきいきと暮らしていけるよう介護予防を目的に活動します	いきいきHAKONE体操の普及	会長 安井 彪 〈事務局〉 保険健康課（「さくら館」内） ☎85-0800	
5-4	公益社団法人 かながわ 福祉サービス振興会 かながわシニアフェスタ	明るく活力のある長寿社会の実現に向けて、高齢者の健康と生きがいづくりを応援するため、スポーツや文化に関するイベントの開催や、地域活動への参加のきっかけづくりをすすめる	<ul style="list-style-type: none"> ゆめかながわシニアフェスタの実施（かながわシニアスポーツフェスタ、かながわシニア美術展） 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への神奈川県選手団の派遣） 	〒231-0023 横浜市中区山下町23 日土地山下町ビル9F TEL 045-640-6128 FAX 045-671-0295 E-mail senior_festa@kanafuku.jp	平日 9:00~17:30

令和6年度 箱根町高齢者等社会資源・ネットワーク調査 実施要綱

- | | | | |
|---------|--|--------|--|
| 1. 目的 | 総合相談への活用を目的として、高齢者向け、もしくは高齢者利用可能な社会資源及び高齢者支援団体・高齢者当事者団体のネットワークの把握、整理を行なう。 | 5. 調査先 | (1) 箱根町
(2) 箱根町以外の公的機関
(3) 町内の居宅介護支援事業所及びサービス提供事業所
(4) 町社会福祉協議会
(5) 権利擁護に関する支援機関
(6) 認知症に関する相談機関
(7) 町女性会連絡協議会
(8) 町民生委員児童委員協議会
(9) 町ボランティア連絡協議会
(10) その他、高齢者に関わりのある機関・団体 |
| 2. 調査期間 | 令和6年8月1日～令和6年8月31日 | | |
| 3. 実施機関 | 箱根町地域包括支援センター | | |
| 4. 調査項目 | <<社会資源>>
●高齢者向けもしくは高齢者が利用できるサービス
や事業所の名称
●対象者
●サービスの利用可能日時事業を展開する日時
●主にサービスを提供する場所や事業を行う場所
●利用料の有無とその金額
●実施機関及び連絡先等 | | |
- <<ネットワーク、他>>
●高齢者支援団体及び高齢者当事者団体
●団体の目的、趣旨、活動内容
●代表者もしくは事務局連絡先

ご高齢のみなさまを支える 箱根町地域包括支援センター

ひとり暮らしで
今後は心配

介護などの
サービスを使いたい

お金の管理が
心配になってきた

父が悪質な訪問
販売に引っか
かった

ボランティア活
動に参加したい

隣のおじいさん
が、よく怒鳴ら
れているみたい

介護や病気につ
いて知りたい、
相談したい

ひとりでの
介護は大変



日常生活で困った事はありませんか？
お気軽にご相談ください。

箱根町湯本855 箱根町社会福祉協議会内
TEL 0460-85-3002
ご利用時間 月～金（祝・年末年始除く）8：30～17：15



令和6年度 箱根町高齢者等社会資源・ネットワーク一覧

発行・編集

箱根町地域包括支援センター

神奈川県足柄下郡湯本855

社会福祉法人箱根町社会福祉協議会内

TEL 0460-85-3002

FAX 0460-85-3003



